

取引先各位

株式会社日産サティオ富山

弊社所有権留保車両の残債確認先のご案内

いつもお世話になり、有難うございます。

弊社の所有権が留保されている車両の所有権移転及び廃車手続の為の「残債確認」につきましては、現在、日産シェアードサービスセンター（略称：SSC）に業務委託しております。SSCへ「所有権解除照会並びに解除依頼書（別紙）」（*）FAXし、残債確認手続を取っていただきますようお願い申し上げます。

尚、譲渡書類の発行は弊社にて行いますので、SSCで残債確認手続を取られた後、必要書類を揃えて、弊社担当窓口へお出でいただくか、弊社宛て郵送願います。

*「個人情報保護法」の施行により、車検証上の使用者様が個人の場合、SSCへの「残債確認」問合せを承諾なさっていることを確認する必要があります。所定の用紙を使用し、使用者様のご署名・ご捺印・写真付公的証明の写しを添えてSSCまでFAX願います。
（車検証上の使用者様が法人の場合、法人印を捺印の上「所有権解除照会並びに解除依頼書」のみFAX願います）

記

1. 「残債確認」の業務委託先

①名称：日産シェアードサービスセンター（略称：日産SSC）

②連絡先：FAX 0120-98-1236
（TEL 0120-98-2233）

③SSC側の受付時間

受付時間帯：9:00～16:00

*GW・夏季及び年末年始の予定は別途案内致します

（16時以降の受付分は、回答が翌日になります。又、週明けは問合せが集中するため回答に時間がかかる場合がありますので、予めご了承願います。）

2. 所有権解除書類発行の流れ

①残債有無の照会（貴社→SSC）

「所有権解除照会並びに
解除依頼書」
FAX
※法人の場合のみ車検証で可

使用者様のご署名・ご捺印、写真付公的証明を添付した「所有権解除照会並びに解除依頼書」をSSCへFAX願います。

※使用者様が法人の場合、車検証FAX可
（その際は車検証の余白に、依頼者様の会社名、担当者名、電話番号、FAX番号をご記入ください。）

②残債有無の回答（SSC→貴社）

「所有権解除用確認書」
FAX
※残債の有無
必要書類について

「所有権解除用確認書」を貴社宛FAXします。

③書類の発行（弊社にて発行いたします）

「所有権解除用確認書」
必要書類

SSCの「所有権解除用確認書」及び必要書類を揃えて、弊社窓口へお出でいただくか、弊社宛て郵送願います。

（弊社の拠点での所有権書類受け渡しを希望される場合は、所有権解除用確認書・車検証・納税証明を拠点へFAX願います。後日、必要書類（念書等）を揃えて、拠点の方までお越し下さい。）

以 上

FAX送信先：日産SSC

FAX No：0120-98-1236（本誌のみFAX願います）

所有権解除照会並びに解除依頼書

【所有者名】

※車検証に記載されている所有者名をご記入下さい。

（自動車の表示）※車検証に記載されている通り、ご記入下さい。

登録番号		車台番号	
使用者住所			
使用者氏名			
車名	初年度登録	登録年月日	型式

このたび、私の使用する上記車両について、販売店並びに利用信販会社等への所有権解除の照会（含精算金額等の確認）、および登録手続きに関する一切の事項（登録書類の作成・登録行為・第三者に対する登録および譲渡書類の引渡）について依頼致します。回答結果は、私に代わって下記受任者にご通知いただきますようお願い致します。尚、依頼後において貴社にご迷惑が生じることがあった場合、私が責任を持って解決致します

株式会社日産サティオ富山 殿

年 月 日

依頼者（使用名義人）

住所

氏名（自署）

印

上記車両の所有権解除並びに登録手続きに関する一切の事項につき、依頼者と連名にて依頼致します。尚、依頼後において貴社にご迷惑が生じることがあった場合、当方が責任を持って解決致します。

受任者（販売店・回答書送付先）

住所

氏名（社名）

代表者名

印

TEL：

FAX：

※16時以降のFAX受付分は、原則として翌日のご連絡となりますのでご了承ください。
※この書面をもって、念書の代わりとすることができます。

所有権解除必要書類（証明書類は全て3カ月以内のものです）

所有権解除書類発行に必要な一般的書類は、下記の通りです。

①所有権解除確認書（日産SSCより発行されたもの）

②車検証コピー

※電子車検証の場合、所有者記載の自動車検査証記録事項のコピーも合わせてご提出ください

③使用者の印鑑証明原本又は、免許証コピー（使用者が個人の方のみ）

※車検証上の使用者の住所と、印鑑証明（免許証コピー）上の住所が一致しない場合

住所の連続性を確認する必要があるため、以下をご提出ください。

・個人の場合 → 住民票（附票・除票）

・法人の場合 → 登記簿謄本等

④当書面原本 又は 念書（委任状） ※コピー不可

⑤返信用封筒（郵送希望の方のみ）

・郵送希望の場合 → レターパックに返信先を明記の上、同封願います

⑥完済証明書（日産SSCの残債結果でクレジットの残債があった場合）

残債を精算した後、クレジット会社より取得してください。（コピーでも可）

*ここに免許証等の写真付公的証明書を置いて
本紙をコピーしてください

*証明書類の本籍が住所と異なる場合
本籍部分を塗りつぶして送信願います。